

# 満70歳になったら

## 老人保健医療受給者証を交付します

### ◎いつから……

老人保健に該当になるのは満70歳の誕生日の次の月からになります。ただし、誕生日が月の初日（1日生まれ）の方は、その月から該当になります。

（例＊4月生まれの場合…：4月1日生まれの方は4月から。2日以後に生まれた方は5月から該当になります）

◆65歳以上の方で一定の障害がある方は、申請すると老人保健医療の受給者となることができます。退職者被保険証をお持ちの方は、

老人保健該当になると一般国民健康保険被保険者にかかります。

### ◎受給者証をもらうには……

老人保健に該当する方については、誕生日の属する月の末日までにハガキで通知をしますので、ハガキが届いたら印鑑と保険証を持参し、役場住民課にて手続きしてください。

### ◎お医者さんにかかるときは……

現在お持ちの保険証と健康手帳、老人保健医療受給者証を窓口へ提出してください。

### ◎費用は……

外来 1日	530円	入院 1日	1,200円
・ 同じ医療機関において1ヶ月4回まで負担（最高2,120円）		・ 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受給されている方は1日500円（住民税非課税世帯等の方が、同じ医療機関で1ヶ月に負担する額の上限は35,400円。ただしこの場合、「入院時一部負担金限度額適用認定証」の申請が必要です	

※ 外来の一部負担金は、1日平均外来費の伸び率に応じて、また、入院の一部負担金は、法律の規定に基づいていずれも自動的に改定が行われるものです。

なお、老人保健に該当する方で保険証の変更があった場合は、必ず役場住民課国保係へお知らせください。

問合せ先 住民課国民健康保健係（☎ 82-1111 内線246・247）

## 考えよう あなたの人權 私の人権 —広げよう心と心のネットワーク— 第51回人權週間

12月4日～12月10日

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持っています。これが人權といわれるもので、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人權週間」として、全国で講演会・座談会・映画会・特設人權相談所の開設など各種の行事が行われます。この機会に、人權についてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。みなさんが、これは人權問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また子供のいじめ問題で悩みごとがありましたら、人權擁護委員や法務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

### ★町の人権擁護委員 —敬称略—

馬場 明子 栗山2880-24 ☎82-1808  
渡邊 翼一 屋形 5242 ☎82-2444  
伊藤 喜市 遠山598 ☎82-3795  
井上秀次郎 横芝761-1 ☎80-1011

### ★定例相談

▼とき 毎週火曜日 午後1時30分～4時

▼場所 保健福祉センター「プラム」

### ★特設人權相談所の開設

人權週間にちなみ「特設人權相談所」を開設します。お気軽にご利用ください。

▼とき 12月3日 午前10時～午後3時

▼場所 保健福祉センター「プラム」

# 一人ひとりが環境美化の担い手です

## —12月5日は町内一日清掃—

横芝町をきれいにする運動推進本部では、清潔で明るく住みよい町をつくるため、12月5日に「町内一日清掃」を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

### ◎清掃内容

- ▽道路上のあきかんやあきびん、その他のゴミ拾い
- ▽道路脇の草刈りやごみ集積所の清掃
- ▽地区内の不法投棄物の処理
- ▽その他総務員さんの指示する場所の清掃

※一日清掃には、家庭内のゴミは出さないようお願いします。



5月30日に行われた「町内一日清掃」から